

令和 2 年第 3 回養老町定例会会議録

令和 2 年第 3 回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和 2 年 9 月 4 日第 1 日）

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 認定第 2 号 令和元年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 3 号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 4 号 令和元年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 5 号 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定第 6 号 令和元年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 認定第 7 号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 10 | 認定第 8 号 令和元年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 11 | 認定第 9 号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 12 | 認定第 10 号 令和元年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 13 | 認定第 11 号 令和元年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 14 | 選任第 6 号 決算特別委員会委員の選任について |
| 日程第 15 | 議案第 39 号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 40 号 養老町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 議案第 41 号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 18 | 同意第 24 号 教育委員会委員の任命同意について |
| 日程第 19 | 同意第 25 号 人権擁護委員候補者の推薦について |

- 日程第20 同意第26号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第21 同意第27号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第22 議案第42号 物件供給契約の締結について（養老町G I G Aスクール構想における端末整備事業）
- 日程第23 議案第43号 物件供給契約の締結について（O Aパソコン購入事業）
- 日程第24 議案第44号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
- 日程第25 議案第45号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第46号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第47号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第48号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 吉 田 太 郎

○出 席 議 員

1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	川 地 憲 元
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰
総務部総務課長	中 島 恵 美	総務部税務課長	藤 田 勝 彦
住民福祉部長兼 健康福祉課長	高 橋 正 人	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長 心 得	尾 前 眞 理
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	近 藤 真由美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長	間 山 剛

産業建設部長兼 建設課長	大 倉 修	特命事項推進監兼 産業建設部長 農林振興課長	川 口 智 也
副特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商工観光課長	竹 中 修	産業建設部長 水道課長	近 藤 晴 彦
会計管理者兼 会計課長	田 中 実	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西 川 敏 明
教育委員会 生涯学習課長	小 里 克 昌	消 防 長	廣 澤 幸 雄
消防総務課長	大 倉 巧		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	西 脇 直 樹	議 会 事 務 局 書 記	稲 川 諭 実 彦
-------------	---------	---------------	-----------

(開会時間 午前 9 時30分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

令和2年第3回養老町議会定例会の開会に当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行いますので、全員御起立お願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(吉田太郎君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ここで、報道機関及び町広報委員に限り、今定例会開催中、議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可しました。また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから令和2年第3回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(吉田太郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、12番 松永民夫君、13番 水谷久美子君を指名いたします。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、8月27日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長(田中敏弘君) それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

8月27日午前9時30分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、令和2年第3回養老町議会定例会の日程及び運営についてであります。

まず、会期につきましては、本日9月4日金曜日から9月18日金曜日までの15日間で、本会議の開会時間は午前9時30分からと決定しました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

一般質問は、議会2日目の9月17日木曜日に行うことと決定し、発言順序はくじ引によることと決定しました。

次に、審議する議案につきましては、決算認定についてが10件、条例の一部改正についてが3件、人事案件についてが4件、契約の締結についてが2件、繰入れの変更について

てが1件、補正予算についてが4件、以上合計24件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第4、令和元年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、令和元年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案は、議会初日に一括上程し、提案説明を受けて、総括質疑後、決算特別委員会の設置を議題とし、設置の議決後、委員を選任することとし、この議案の審査を委員会に付託し、休会中に審査願うこと。また、この決算特別委員会には地方自治法第98条第1項の権限を委任することとし、議会最終日に委員会報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経た後、採決すること。

次に、日程第15、養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第17、養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第24、令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第28、令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の8議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るためにそれぞれ所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て、採決すること。

次に、日程第18、教育委員会委員の任命同意について及び日程第19から日程第21まで人権擁護委員候補者の推薦についての3議案、計4議案については、人事案件につき議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決すること。

次に、日程第22、物件供給契約の締結について（養老町GIGAスクール構想における端末整備事業）及び日程第23、物件供給契約の締結について（OAパソコン購入事業）は逐条上程し、提案説明を受け、質疑、討論を経て、採決すること。

なお、日程第4から日程第13までの審査を付託する決算特別委員会の開催は9月7日月曜日及び8日火曜日の2日間とするとし、それぞれ午前9時30分から。

次に、日程第15から日程第17、日程第25、日程第26及び日程第28の6議案の審査の付託先である総務民生委員会は9月11日金曜日の午前9時30分から、また日程第24、日程第25及び日程第27の3議案の審査の付託先である産業建設委員会は9月11日金曜日の午後1時30分から開催するよう各委員長へ要請すること。以上のとおり決定しました。

以上、議会運営委員会の報告とします。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日9月4日から9月18日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 9 月 4 日から 9 月 18 日までの 15 日間と決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により令和元年度 5 月分及び令和 2 年度 5 月から 7 月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されております。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議員の皆様方におかれましては大変お忙しい中を本定例会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和 2 年も 3 分の 2 が終わったわけでございますけれども、希望に満ちた日の出を 3 月からのコロナ感染症対策に追われる日々になってしまいました。この感染症、かつて経験したことのない、また人々の、住民の方々の生活をも変えるような大きな災害と言っても過言ではないかというふうに思っております。梅雨も今年は過去 2 番目に長い梅雨であったということもございすし、大変な猛暑も続きました。今新しい生活というのが提案をされておりますけれども、コロナに関するのみならず、こういった気候の変動等における生活様式においても、私たちは過去にない形での生活を強いられるのではないかというふうに考えるところでございます。

本定例会におきましても、多くのコロナ対策事業を提案させていただきました。まずは住民の方々の生活を第一に、安全を第一に考え、職員、知恵を絞ったところでもございます。どうか慎重なる審議をお願いしたいと思います。また、令和元年度の決算報告の審査もしていただくということでございます。多くの審議日程がございすけれども、いずれも慎重審議よろしく願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第 4、認定第 2 号 令和元年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 13、認定第 11 号 令和元年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの計 10 議案を一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑をいたしたいと思います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました認定第 2 号 令和元年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第 11 号 令和元年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、その概要を順次説明させていただきます。

初めに、11ページの一般会計歳入歳出決算についてでございますが、歳入総額120億1,224万8,000円、歳出総額116億7,685万8,000円で、歳入歳出差引3億3,539万円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は3億3,362万9,000円となりました。前年度に比べて、歳入は10億6,091万2,000円の増、歳出は10億967万1,000円の増でございます。

1ページを御覧いただきたいと思います。

歳入のうち、一般財源である町税につきましては、固定資産税の増収などにより、対前年度比5,517万2,000円増の35億3,550万6,000円と、増収となりました。また、地方消費税交付金につきましては、対前年度比2,425万2,000円減の5億179万3,000円となり、地方交付税につきましては、対前年度比1,578万9,000円増の22億2,493万5,000円となりました。

3ページを御覧いただきたいと思います。

次に、国庫支出金につきましては、保育所運営費負担金（広域分）でございますが、ブロック塀・冷暖房設備対応臨時特例交付金（繰越明許）でございます、社会資本整備交付金などであり、対前年度比としまして、1,127万円減の9億1,831万6,000円となりました。

次に、県支出金につきましては、産地パワーアップ事業補助金、多面的機能支払交付金事業補助金などであり、対前年度比としては、6億3,673万1,000円増の14億4,641万円となりました。

次に、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金が大幅に増加したことなどにより3億1,787万6,000円増の5億5,773万8,000円となりました。

次に、繰入金につきましては、ふるさと応援基金繰入金の増などに伴い、対前年度4,863万円増の2億3,200万円となりました。

5ページを御覧いただきたいと思います。

また、町債につきましては、児童福祉施設整備事業債などの町債発行額の増によりまして、対前年度比4,256万8,000円増の12億2,372万5,000円となりました。

次に、調定額のうち3,666万円を不納欠損処分しましたが、このうち町税については3,596万円、前年度に比べて264万3,000円の減であり、全体としては、前年度に比べて654万5,000円の減でございます。

また、収入未済額につきましては、町税、使用料などで2億8,498万3,000円でございます。そのうち町税が2億3,462万4,000円で、前年度に比べて5,316万6,000円の減額とはなりましたが、財源の確保と公平性の見地から、引き続き徴収の強化に努めていかなければならないと考えております。

7ページを御覧いただきたいと思います。

次に、歳出についてでございますが、目的別に構成比の高い経費から見ますと、

民生費39億7,151万8,000円、構成比34.0%、総務費17億7,858万6,000円、15.2%、教育費12億361万7,000円、構成比10.3%となっております。

また、事業費の大きいものとしましては、産地パワーアップ事業補助金、認定こども園整備事業などがございます。

以上が、一般会計決算の概要でございます。

126ページを御覧いただきたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計についてでございます。

歳入総額40億8,922万8,000円、歳出総額36億134万1,000円、歳入歳出差引額が4億8,788万7,000円となりました。

歳入については、県支出金及び繰入金等の増により前年度に比べ7,178万7,000円の増となりました。国民健康保険税については、7億5,813万2,000円で、前年度に比べ1,501万8,000円の減となりました。また、不納欠損額は1,339万3,000円、収入未済額は2億956万2,000円でございます。町税と同様に、できるだけ少なくなるよう進めてまいりたいと思っております。

歳出については、医療費の増加に伴う保険給付費及び国民健康保険事業費納付金等の増額により、前年度に比べ8,789万7,000円の増となりました。

151ページを御覧いただきたいと思います。

次に、簡易水道特別会計でございます。

歳入総額4,537万9,000円、歳出総額1,653万5,000円、歳入歳出差引額2,884万4,000円となりました。歳入については、使用料及び繰越金等の増額により1,046万2,000円の増となりました。歳出については、施設修繕費等の増加に伴う需用費の増及び積立金の増加により、前年度に比べて678万円の増となりました。

160ページを御覧いただきたいと思います。

次に、食肉事業センター特別会計でございます。

歳入総額1億3,633万円、歳出総額1億3,545万5,000円、歳入歳出差引額87万5,000円となりました。歳入については194万2,000円の増となりましたが、歳入のうち事業収入につきましては6,250万3,000円で、豚熱と新型コロナウイルス感染症の影響により前年度に比べて686万2,000円の減となりました。

歳出については、HACCPに対応するための工事費等の増額により202万2,000円の増となりました。

173ページを御覧いただきたいと思います。

次に、住宅新築資金等貸付特別会計でございます。

歳入総額6,470万1,000円、歳出総額307万1,000円、歳入歳出差引額6,163万円となり、主に貸付金の元利収入をもって公債費の償還を行っているものであり、法的措置についても順次進めております。

182ページを御覧いただきたいと思います。

次に、公共下水道事業特別会計でございます。

歳入総額 3 億 6,486 万 7,000 円、歳出総額 3 億 4,993 万 8,000 円、歳入歳出差引額 1,492 万 9,000 円となりました。歳入については 583 万円の減となり、歳入のうち下水道使用料は 1 億 287 万 9,000 円でございます。また、不納欠損額は 1,288 万 5,000 円、収入未済額は 1,469 万 3,000 円でございます。歳出については、総務費及び処理場管理費の減額により、前年度に比べて 925 万 3,000 円の減となりました。

195ページを御覧いただきたいと思います。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入総額 3,061 万 1,000 円、歳出総額 2,838 万円、歳入歳出差引額 223 万 1,000 円となりました。歳入については 98 万 2,000 円の増となり、歳入のうち農業集落排水使用料は 772 万 5,000 円で、また不納欠損額は 5 万 1,000 円、収入未済額は 21 万円でございます。歳出については、前年度とほぼ同額でございます。

204ページを御覧いただきたいと思います。

次に、介護保険事業特別会計でございます。

歳入総額 29 億 6,613 万 3,000 円、歳出総額 27 億 6,972 万 3,000 円、歳入歳出差引額 1 億 9,641 万円となりました。歳入の合計は、前年度に比べて 4,455 万 3,000 円の増でございます。歳入のうち介護保険料は 6 億 6,537 万 2,000 円で、前年度に比べて 435 万 6,000 円の増でございます。また、不納欠損額は 590 万 7,000 円、収入未済額は 1,167 万 3,000 円でございます。

歳出は、前年度に比べて 5,193 万 8,000 円の増となり、歳出のうち保険給付費が 9,305 万円の増で、25 億 8,143 万 1,000 円となりました。

231ページを御覧いただきたいと思います。

次に、介護サービス事業特別会計でございます。

歳入総額 1,703 万 6,000 円、歳出総額 1,616 万 9,000 円、歳入歳出差引額 86 万 7,000 円となり、前年度とほぼ同額となりました。

240ページを御覧いただきたいと思います。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額 3 億 2,478 万 7,000 円、歳出総額 3 億 2,444 万 1,000 円、歳入歳出差引額 34 万 6,000 円となりました。歳入については、前年度に比べて 1,356 万 2,000 円の増となり、歳入のうち後期高齢者医療保険料は、前年度に比べて 1,820 万 2,000 円増の 2 億 2,503 万 5,000 円で、不納欠損額は 78 万 4,000 円、収入未済額は 272 万 9,000 円でございます。歳出については、1,339 万 7,000 円の増となりました。

以上で、一括上程されました認定第 2 号から認定第 11 号までの決算認定についての概要説明とさせていただきます。

一般会計の詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 松岡総務部長、補足説明。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、一般会計について補足説明をさせていただきます。

まず、5ページの歳入につきましては、合計で120億1,224万8,115円、前年度に比べまして10億6,091万2,477円の増でございます。

1ページを御覧ください。

最初に、一般財源であります町税につきましては、町民税は減収となりましたが、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税が増収となったことにより5,517万2,067円増の35億3,550万5,638円となりましたが、そのほかの一般財源であります地方消費税交付金は2,425万2,000円減の5億179万3,000円となり、地方交付税につきましては対前年度比1,578万9,000円増の22億2,493万5,000円となりました。

3ページを御覧ください。

次に、国庫支出金につきましては、1,126万9,676円減の9億1,831万5,990円で、内訳としましては、保育所運営費負担金（広域分）でございますが、7,057万2,000円、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金（繰越明許）でございますが、4,806万円、社会資本整備総合交付金4,539万2,000円などがございます。

次に、県支出金につきましては、6億3,673万524円増の14億4,640万9,555円で、内訳としましては、産地パワーアップ事業補助金6億円、多面的機能支払交付金事業補助金1億719万1,000円などがございます。

次に、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金が大幅に増加したことなどにより、3億1,787万6,123円増の5億5,773万8,221円となりました。

次に、繰入金につきましては、ふるさと応援基金繰入金の増などに伴い、4,863万2円増の2億3,200万円で、内訳としましては、ふるさと応援基金繰入金1億9,000万円、まちづくり整備基金繰入金3,200万円などがございます。

5ページを御覧ください。

次に、町債につきましては、4,256万8,000円増の12億2,372万5,000円で、内訳としましては、臨時財政対策債3億6,252万5,000円、児童福祉施設整備事業債2億9,550万円、学校教育施設等整備事業債（繰越明許）でございますが、2億6,930万円などがございます。

次に、歳入の調定額のうち3,666万4円を不納欠損処分いたしました。この内訳といたしましては、町税が3,595万9,618円、コミュニティプラント使用料が18万3,886円、住宅使用料が40万3,100円、土地貸付料11万3,400円でございます。不納欠損額につきましては、前年度に比べて654万4,524円の減でございます。

また、収入未済額につきましては、町税、負担金、使用料、手数料、財産収入で2億8,498万3,234円でございます。そのうち町税が2億3,462万4,422円で、前年度に比べて5,316万6,051円の減となっております。

7ページを御覧ください。

次に、歳出でございますが、合計で116億7,685万8,225円となり、前年度に比べて10億967万1,121円の増でございます。

歳出の主なものとしましては、産地パワーアップ事業補助金6億75万円、認定こども園整備事業4億4,018万7,924円、小学校校舎等施設整備事業、繰越明許でございますが、3億1,890万240円などでございます。

121ページの歳出合計欄を御覧ください。

翌年度繰越額は、繰越明許費繰越しが14億832万円で、そのうち一般財源については繰越明許費が176万1,000円でございます。

続きまして、別途配付してございます養老町の財政指標、普通会計について御説明させていただきます。資料のほうを御確認ください。

次に、普通会計から見た財政指標でございますが、こちらにつきましては確定数値ではなく速報数値ということになりますが、経常収支比率につきましては、前年度に比べて1.5%減少し、87.6%となりました。これは、町税や地方特例交付金、地方交付税等の増加により、経常的一般財源が増加した一方で、人件費や維持補修費の微減に伴い一般財源を財源とする経常的経費が減少したことによるものです。

次に、普通会計の地方債残高は、児童福祉施設整備事業債などの町債発行額の増加などにより、前年度に比べ4億6,086万1,000円増の110億493万1,000円となりました。また、健全化判断比率及び資金不足比率についてでございますが、実質公債費比率が対前年度と同様の7.5%、将来負担比率は1.1%増の89.2%となりましたが、指標としては特に問題のない数値となっております。

以上で、一般会計決算の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は決算特別委員会を設置し、その委員会に審査を付託したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 町長にお伺いいたします。

令和元年度は町長3期目の最初の年でございました。それで、昨年3月に所信表明の

中で、ホップ・ステップ・ジャンプということの言葉を使われて、ジャンプの年にしていききたいなという抱負を述べられたとっております。社会情勢として、未曾有の人口減少社会において、町長にとってどのような年であったか、1年の総括を求めます。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の御質問にお答えをしたいと思います。

昨年度は私にとってどんな年だったかということでございますけれども、財政を中心として考えるのならサラダコスモという大きな企業が融資で来て事業にかかったということが一番大きいのではないかというふうに思っております。

しかし、住民の安心・安全を考えたときの住民に対するそういった啓発等の関係が本当に浸透したかという、なかなかそこまでがいつてなかったということの反省点が大きいです。特に今年、コロナ、長梅雨、それから猛暑、そしてまた大きな台風等、これから災害に対する危機感を大きく重要な役割を果たして努めていかなければならないというふうに思っているところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 先ほどの説明の中で、不納欠損、収入未済の説明がございました。今年度は大きく改善をされております。昨年度の決算のときには不納欠損が4,300万円ほど、一般会計で。収入未済が3億4,000万ほどございましたが、今年度は大幅に改善され、先ほど説明がありましたように、昨年度比で不納欠損が600万ほど減っております。また、収入未済も5,300万ほど減ったということで、昨年の決算認定の折に臨戸徴収を部課長でやるという説明を受けましたが、これの効果が出ておるのかと推測をするわけですが、この要因はどのような要因でこれが減ったのか。今後の不納欠損、滞納に関しての考え方をお聞きいたします。

○議長（吉田太郎君） 藤田税務課長、答弁。

○総務部税務課長（藤田勝彦君） ただいまの松永議員の御質問にお答えさせていただきます。

前年度の不納欠損額並びに未収入額の減ということでございますが、要因は先ほどおっしゃられましたとおり、職員による臨戸徴収をするということを前提に50万以下の、今後滞納が新規になり得る方たちへの催告等を行ったことによりまして、あとこの2年間推進室の活動、差押え等の徹底並びに預金調査、あと誓約等の約束件数の増加、この辺におきまして大幅な改善をしていると考えております。

また、今後につきましても継続して減免並びに前年度の徴収を重点的にいけば、3年、4年、5年後にはどんどん不納欠損額並びに繰越額が減るということで、ひいては徴収率が向上すると考えておりますので、現状維持をしながら進めていきたいと考えてはおりますが、今後の展望ということですので、御存じのとおりコロナの関係がございまし

て、今猶予、減免等いろいろ苦しい方も見えますので、ちょっと来年のことにつきましては少しまた分析させていただきたい。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 先ほど町長から一般会計、特別会計の前年度の決算状況が示されました。一つ一つの事業を遂行するのは職員の皆さんです。そこで、2点で伺います。

1点目は、職員の勤務評定は現在人事評価システムの中で行われています。人事評価システムは各職員が自ら目標設定を行い、自らを自己評価する1次評価、所属部課長や正・副教育長が評価する2次評価などの中で、評定根拠の上で昇給・昇格がなされるものと承知しています。元年度においては適正なる人事評価システムが運用されたとの理解で間違いありませんか。

2点目は、職員の残業についてです。当町は過去に職員の残業代の未払いが発覚しました。元年度においてタイムカードの就業時間と退庁時間に差はありませんか。一旦タイムカードを押してから、さらに残業をしている職員はいませんか。ブラックな働き方にはなっていませんか。

○議長（吉田太郎君） 川地副町長、答弁。

○副町長（川地憲元君） 失礼いたします。

今、水谷議員から2点質問いただきました。

人事評価につきましては、本町も導入をしております。おっしゃるとおり適正なる自己目標、組織目標を立てながら職員が一人一人目標を立てて遂行しておりますけれども、完全な制度が確立されておきませんので、人事評価に合わせまして所属長の勤務評価と合わせまして昇給・昇格等に反映をさせてもらっております。

2点目ですけれども、以前残業時間の未払いが発生して改善を行ってあって、職員には通達を出しております。そういったことから、タイムカードを押して時間外勤務をするようなことはない、あってはならないというふうに認識をしております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 職員の皆さんは町政や町民の、いわゆる財産であり、全地域に還元されることだと私は考えます。質疑はこの程度にとどめます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第4、認定第2号から日程第13、認定第11号までの10議案については10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、認定第2号から日程第13、認定第11号までの10議案については10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第14、選任第6号 決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することに決定しており、同条第4項の規定では、議長が議会に諮って指名することになっております。

したがいまして、決算特別委員会委員には、13番 水谷久美子君、12番 松永民夫君、9番 早崎百合子君、7番 大橋三男君、6番 長澤龍夫君、5番 岩永義仁君、4番 北倉義博君、3番 小寺光信君、2番 清水由美子君、1番 西脇康君、以上の10人を指名することにいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会委員には、ただいまの10人を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時間は後でお知らせいたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。委員会は4階北委員会室においてお願いいたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に決算特別委員会が開催されました。その結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 長澤龍夫君。

○決算特別委員長（長澤龍夫君） ただいま休憩中に、委員出席の下に決算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、不肖私、長澤龍夫が指名推選により、副委員長には北倉義博委員が指名推選により選任されました。

もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、令和元年度一般会計及び各特別会計の決算審査を行いたいと存じます。

なお、審査に当たっては、議会が決定した予算が町民のためにどう施策展開され、町民の立場から１年間に実現された主要施策がどんな意味を持っていたのかを総括し、新年度の予算議会につなげ、生かしていきます。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第15、議案第39号から日程第17、議案第41号までの3議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第15、議案第39号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第39号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年3月18日に人事院規則の一部改正が行われ、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務について、通常の手当の額を超えて防疫等作業手当を支給することとされました。

当町におきましても、病院や宿泊施設等の内部並びにこれら施設への移動時の動線上及び車内について、作業場所の要件に該当し得る業務が想定されるため、特殊勤務手当の特例措置を設けるものであります。

防疫等作業手当の額は作業に従事した日1日につき3,000円とし、新型コロナウイルス感染症の患者、もしくはその疑いがある者への身体への接触や長時間にわたり接して行う作業に従事した場合は4,000円とします。

次に、施行日につきましては公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託した上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 先ほど説明を受けましたが、特殊勤務手当ということで、これは一般職員全員に当てはまるのかどうか、勤務が。そうしてから、3,000円と4,000円という数字が出てきたわけですが、この違いをお尋ねいたします。

そうしてから、この財源は町単なのか国からなのか、どういう財源が充当されるのかをお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの松永議員の御質問に回答させていただきます。

1点目のこの対象はということでございますが、これにつきましては一般の職員全員が対象ということになります。

2点目の3,000円と4,000円の基準ということでございますが、4,000円の場合といたしますのが患者に直接接する場合ですとか、あと保健所から要請があつて搬送依頼の要請がございまして、陽性患者を医療機関から宿泊施設等へ移送する場合ですとか、あと感染が蔓延している施設内での作業など、感染リスクが極めて高いと考えられる業務については1日4,000円を支給するものといたします。それ以外の消毒業務等については、1日3,000円というのが基準となっております。

3点目の財源につきましては、これは全部町の一般財源でございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第16、議案第40号 養老町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第40号 養老町税条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

このたびの改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴いまして、養老町税条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、町民税における独り親控除の創設、たばこ税の見直し、法人税法改正に伴う法人町民税の改正などでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 藤田税務課長、補足説明。

○総務部税務課長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、令和2年3月31日に公布された地方税法等の改正のうち、5月臨時会で承認をいただきました4月1日からの施行分を除く改正になります。

なお、施行期日の違いなどから2条立てで改正を行うものでございます。

まず、養老町税条例の一部を改正する条例（第1条関係）について御説明させていただきます。

別添資料の養老町税条例新旧対照表1ページの（第1条関係）を御覧ください。

第17条第1項につきましては、個人の町民税の非課税の範囲から「寡夫」を除き、新たに「ひとり親」を加えるものでございます。

次に、第26条の3につきましては、個人の町民税の所得控除について、「（寡夫）」

控除を削り、新たに「ひとり親控除」を加えるとともに、法改正に伴う引用条項のずれを改めるものでございます。

次に、第28条の2につきましては、法改正に伴う引用条項のずれを改めるものでございます。

次に、第76条につきましては、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこの課税標準を段階的に見直すもので、令和3年9月30日までの1年間については「0.7グラム未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻きたばこ」とみなし課税するものでございます。

次に、附則第2条の2及び附則第2条の3につきましては、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い、延滞金の割合等の特例及び納期限の延長に係る延滞金の特例について規定の整備を行うものでございます。

次に、附則第14条につきましては、土地基本法等の改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設するものでございます。

次に、附則第14条の2につきましては、長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴い、引用条項を改めるものでございます。

次に、第2条による養老町税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

別添資料の養老町税条例新旧対照表の7ページ、（第2条関係）を御覧ください。

第12条につきましては、法改正に伴う引用条項のずれを改めるものでございます。

次に、第13条につきましては、第34条第4項の削除に伴う改正です。

次に、第16条につきましては、町民税の納税義務者等について法改正に伴い規定の整備を行うものでございます。

次に、第24条につきましては、法人町民税の均等割の税率について、法人税法において連結納税を廃止し、通算法人ごとに申告等を行うこととするに伴い規定の整備を行うものでございます。

次に、第32条の6第1項から第7項までにつきましては、法改正に伴い引用条項のずれを改めるものでございます。

次に、第32条の6第9項につきましては、法人税法において個別帰属法人税額を廃止し、通算法人について課税標準を法人税額とすることに伴い規定の削除を行うものでございます。

次に、改正後の第32条の6第9項から第15項までにつきましては、法及び条例改正に伴い引用条項のずれを改めるものでございます。

次に、改正後の第32条の6第16項及び第32条の8につきましては、法人税法において連結納税が廃止され、通算法人ごとの申告等を行うことに伴い規定の整備を行うとともに、条例改正に伴う引用条項のずれを改めるものでございます。

次に、第34条につきましては、法人税法において連結納税が廃止され、通算法人ごとに申告等を行うことに伴い規定の削除を行うものでございます。

次に、第76条につきましては、第1条で改正した軽量な葉巻たばこの課税標準を段階的に見直すもので、「1グラム未満の葉巻たばこ1本」を「1本の紙巻きたばこ」とみなして課税するものでございます。

次に、附則第2条の2につきましては、第34条第4項の削除に伴い改めるものでございます。

最後に、議案4ページを御覧ください。

附則第1条につきましては施行期日を定めるもので、当該各号に定める日からそれぞれ施行するものでございます。

また、附則第2条から第5条につきましては、今回の改正に伴う延滞金、町民税及び町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 6番 長澤龍夫君。

○6番（長澤龍夫君） この税条例の中で、非課税の範囲、また所得控除の中で寡婦・寡夫が独り親に変わったということになりますが、それに変わったことにより今後どのような流れになるのか。また、それについて控除等、また非課税等がどうなるのか、具体的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 藤田税務課長、答弁。

○総務部税務課長（藤田勝彦君） ただいま独り親並びに独り親控除についての御説明ということをお願いしたので、御説明させていただきます。

これまで独り親に対して婚姻歴のない、いわゆる未婚の独り親には低所得に対する人的非課税措置や所得控除、いわゆる寡婦控除の適用はございませんでした。また、同じ独り親でも母親と父親では控除所得額が異なっておりました。今回は公平な税制支援を行う観点から、全ての場合に同様の措置及び控除を適用するために婚姻歴のある女性の独り親、いわゆる現状寡婦、また婚姻歴のある男性の独り親、いわゆる寡夫に婚姻歴のない未婚の独り親を加え、独り親と定義をいたしました。その定義に求めまして独り親控除として控除額一律30万円を新しく創設されたものでございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 先ほどの説明の中で、連結納税の廃止という言葉が出てきたんですが、これはこの養老町内で連結納税に関して対象になるような企業があるのか。また、連結納税の廃止に伴ってどのような違いが、今までと違った状況になるのかをお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 藤田税務課長、答弁。

○総務部税務課長（藤田勝彦君） 松永議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の改正でございますが、法人税の改正でございます、基本的には。一応町民税につきましては、もともと個別課税しておりまして、法人税の変更に伴う改正が法人町民税に影響しないように現況を維持するための法改正が今回の改正になっております。従来どおりの課税ということで御認識いただければと思います。よろしいですか。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第17、議案第41号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第41号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

放課後児童支援員の資格要件としましては、都道府県知事または地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了した者とされておりますが、研修需要に適切に対応できるようにするため、中核市においても令和2年度から実施できるよう基準省令が改正されたことにより、第10条第3項に「もしくは同法第252条の22第1項の中核市」を加えるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第18、同意第24号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本件は同意の人事案件につき、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論は省略することとし、採決を行います。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第24号 教育委員会委員の任命同意について説明をさせていただきます。

教育委員会委員である後藤稔治氏の任期が令和2年10月7日をもって満了となります。

が、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

住所、岐阜県養老郡養老町高田176番地1。氏名、後藤稔治。

なお、任期は令和2年10月8日から令和6年10月7日までの4年間となります。

以上で、同意第24号の提案説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第19、同意第25号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第21、同意第27号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの3議案については一括議題として上程し、提案理由の説明後、質疑を行い、推薦に係る同意の人事案件につき討論を省略いたします。

なお、採決については各議案ごとに行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました同意第25号から第27号までの人権擁護委員候補者の推薦についてを説明させていただきます。

現在、人権擁護委員として活躍されている田中敬一氏、野村亮温氏、日比勝氏の任期が令和2年12月31日をもって満了するため、岐阜地方法務局より後任者の推薦依頼がありました。

これを受けまして、この3名には引き続きお世話いただきたく依頼した結果、御承諾をいただいておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、3名の人権擁護委員の任期は、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間でございます。

以上で、同意第25号から第27号までの人権擁護委員候補者の推薦についての説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより3議案について順次採決を行います。

初めに、同意第25号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第26号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第27号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第22、議案第42号 物件供給契約の締結について（養老町GIGAスクール構想における端末整備事業）を議題とします。

本件は、提案説明を受け、質疑、討論を経て、採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第42号 物件供給契約の締結について（養老町GIGAスクール構想における端末整備事業）の説明をさせていただきます。

国が掲げるGIGAスクール構想、いわゆる全ての児童・生徒に1人1台の学習用端末とネットワーク環境を整備する構想でございますが、これらの実現に向けて学習者用端末を整備するもので、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたし

ます。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、補足説明をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、小・中学校においてＩＣＴを活用して全ての子供たちの学びを保障する環境を早急に実現する必要があることから、国が掲げるＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて、４年かけて整備する予定であったタブレット端末を、予定を前倒しして整備するものであります。

その内容を御説明させていただきます。

- １．契約の目的、養老町ＧＩＧＡスクール構想における端末整備事業。
- ２．契約の方法、指名競争入札。
- ３．契約金額、１億３,７２８万円（税込み）。
- ４．契約の相手方、愛知県名古屋市中区錦一丁目７番２７号三同ビル錦、株式会社石川コンピュータ・センター名古屋支社、支社長 宮本康之。
- ５．納入期限、令和３年３月１日。
- ６．納入場所、養老町役場及び町立小・中学校全９校。
- ７．物件の概要、児童・生徒用タブレット端末の整備２,１１６台、既存タブレット端末１２９台を指導者用へ変更等。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） ５番 岩永義仁君。

○５番（岩永義仁君） 非常に大規模な事業ですけれども、この会社は当町ではあまりなじみがないかと思うんですけれども、会社の事業規模、事業実績についてお知らせいただきたいと思います。

もう一点、納入されるタブレットについてですけれども、以前お聞きしたときにはどのような性能のものにするかを学校の関係者の中から詳しい方たちでスペシャルチームのようなものをつくって機種を選定をするというような回答をいただいていたかと思うんですけれども、実際選ばれたのがどのような性能を持った端末なのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 川地副町長、答弁。

○副町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問の１点目の事業規模というか会社の規模ですね、この件に関しまして私のほうからお答えさせていただきます。

石川コンピュータ・センター名古屋支社ですけれども、本社のほうは石川県金沢市にありまして、400人規模の従業員ということで、ちょっと会社の規模までは調べておりません。申し訳ございませんが、本町では財務会計システムや人事給与システムとか、町内の全小・中学校のパソコンの賃貸借業務とか保守業務を受注しておりまして、割と町内の財務会計システム等に携わっておりまして、前も言っていましたように要求どおりやってくれるような業者ではないかというふうに感じております。

2点目につきましては、担当課のほうからお答えさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） 2点目について御回答申し上げます。

今回導入いたします端末でございますが、レノボ社のIdeapad D330という機種でございます。こちらはG I G Aスクール構想モデルということで、そちらのほうで選定をさせていただいたものでございます。

こちらは機種につきましては、プロジェクトチームの中で機種を検討させていただきまして、結局OSをどれにするかというところが一番大きかったところでございますが、MS Windowsを使ってというところで選定をしていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 今のタブレット、いろいろ機種があろうかと思いますが、今回導入する機種について耐用年数は何年ほど想定されておるのかということと、今の入札の明細を見させていただきますと、5者が辞退というようなことで、入札要綱に辞退についての何かうたってありますか。早いときから辞退されておるのか、直前か、その辺の内容をお知らせいただきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 川地副町長、答弁。

○副町長（川地憲元君） 失礼いたします。

田中議員の1点目の質問でございますけれども、入札の辞退の関係でございますけれども、早い段階からといいますか、入札の前から辞退届が提出されております。G I G Aスクール構想につきましては、全国でやっておるというのが一つ大きな点、国の文科省が進める事業ということと、県下でも2市町は導入をされておりますけれども、今回40の市町で導入されるということで、コロナの影響もあり通常の業者のプラスアルファの作業員の人員が確保できないといったような理由や、納期限内にタブレットが納品できない。また、プラスアルファで既存のタブレットを先生用のに設定変更もかけますので、そういった調査とか調整に必要な人員が割けないといったような理由で辞退届が出

されております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、2点目の耐用年数ということでございますが、まずこちらの契約の中では保証期間として3年という年数を設定させていただきました。あと、耐用年数という言葉自体がこの中にはございませんで、議員おっしゃられる例えば税関係での償却期間の耐用年数等がございますが、そちらのほうの基準でいきますと4年ないし5年というようなところが設定されておりますので、こちらでも更新としましては五、六年をめどにということ所で想定をしていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第23、議案第43号 物件供給契約の締結について（OAパソコン購入事業）を議題といたします。

本件は、提案説明を受け、質疑、討論を経て、採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第43号 物件供給契約の締結について（OAパソコン購入事業）の説明をさせていただきます。

自治体の情報セキュリティ向上と業務効率化を図るため、職員用の事務パソコンを更新するものであります。養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、詳細につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 松岡総務部長、補足説明。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから補足説明をさせてい

たきます。

○Ａパソコンにつきましては、職員の事務用として定期的な購入計画に基づきまして購入後５年以上経過した端末を対象に更新を行っております。例年は町の財政状況を鑑みまして、45台前後を計画的に更新しておりますが、令和２年１月にWindows 7のサポートが終了したことにより、パソコンを更新しないまま利用し続けることでウイルス感染などのリスクが増加するため、役場及び出先機関83台、消防本部８台、計91台の更新を予定しております。

記１．物件名、○Ａパソコン購入事業。

２．契約の方法、指名競争入札。

３．契約金額、1,051万500円、税込みでございます。

４．契約の相手方、岐阜県大垣市加賀野４丁目１の10、中央電子光学株式会社大垣支店、支店長 伊藤直樹。

５．納入期限、令和２年10月31日。

６．納入場所、養老町役場。

７．物件の概要、ノートパソコン91台。以上でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第24、議案第44号から日程第28、議案第48号までの５議案は、逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第24、議案第44号 令和２年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第44号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について御説明をさせていただきます。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回、議案第47号の令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）で、歳入の減に伴い、一般会計からの繰入金を451万3,000円増額いたしております。

養老町立食肉事業センター管理費については、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を5,951万3,000円に変更するものでございます。

以上で、議案第44号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第25、議案第45号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第45号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第4号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億2,141万7,000円を追加し、予算総額を145億6,207万5,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策事業、福祉医療事務事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 松岡総務部長、補足説明。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、12ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、ふるさと納税推進事業で、繁忙期外の月の寄附件数増加に伴う事務補助のための会計年度任用職員報酬等としまして78万5,000円を計上いたしました。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費では、説明欄4行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（働き方改革）で、グループウェア・文書管理システム構築等委託料としまして2,037万2,000円を計上いたしました。

続きまして、款2総務費、徴税費、賦課徴収費では、説明欄の1行目でございますが、賦課徴収事務費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当により財源更正を行い、説明欄2行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（確定申告）で、確定申告時の感染対策品経費として289万3,000円を計上しました。

続きまして、款2総務費、項4選挙費、1目選挙管理委員会費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（選挙管理委員会費）で、投票所等の感染対策経費として768万5,000円を計上しました。

14ページを御覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費では、説明欄1行目、児童福祉関係職員費で、岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業補助金の確定に伴い財源更正を行いました。

18ページになります。18ページを御覧ください。

款の9消防費、項1消防費、3目防災費では、説明欄1行目、災害対策事業及び説明欄2行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（災害対策）で、避難所生活環境確保事業費補助金の確定により財源更正を行い、説明欄3行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（災害対策）で、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に必要となる資機材購入費として1,810万6,000円を計上いたしました。

20ページを御覧ください。

款の10教育費、項4社会教育費、3目公民館費では、説明欄5行目になりますが、新型コロナウイルス感染症対策事業（サテライトオフィス化事業）で、中央公民館中ホールをサテライトオフィス化する経費として562万9,000円を計上しました。

款の13予備費、項1予備費、1目予備費では、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的に予備費から充用した経費分として664万8,000円を計上いたしました。

次に、８ページになります。

８ページの歳入について御説明をさせていただきます。

款の14国庫支出金、項２国庫補助金、１目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として４億550万1,000円を計上いたしました。

なお、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和２年度の当初予算、予備費、補正予算の第１号から第３号、そして今回上程いたしております補正第４号のそれぞれの該当事業に充当しております。その充当の内容についてちょっと御説明をさせていただきます。

まず、当初予算でございますが、当初予算計上してありました事業に対する充当先の内訳につきまして御説明させていただきます。

12ページを御覧ください。

款２総務費、項１総務管理費、６目企画費、説明欄２行目、地域公共交通網形成計画推進事業に134万8,000円、７目地域振興費、説明欄１行目、オンデマンドバス運行事業費に１万8,000円。

款２総務費の項２徴税費でございますが、こちらの２目賦課徴収費、説明欄１行目、賦課徴収事務費に63万8,000円。

20ページになります。20ページのほうの款10教育費、項５保健体育費、１目保健体育総務費、説明欄２行目、健康セミナー開催事業費90万2,000円となり、それぞれ財源更正を行いました。

なお、これらの事業につきましては、当初予算計上時には新型コロナウイルス感染症対策事業と位置づけたものではございませんでしたが、事業内容が感染症対策として有効であると考えられるため、その財源として地方創生臨時交付金を充当いたします。

次に、予備費充用にて対応した事業に対する充当先の内訳につきまして説明をさせていただきます。

12ページを御覧ください。

款２総務費、項１総務管理費、５目総務管理費、説明欄２行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（庁舎管理）に224万3,000円。

16ページを御覧ください。

款４衛生費、項１保健衛生費、４目斎苑費、新型コロナウイルス感染症対策事業（斎苑維持管理）11万1,000円。

款５労働費、項１労働諸費、１目労働諸費、説明欄２行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（就職活動支援）15万8,000円。

款７商工費、項１商工費、２目商工業振興費、説明欄２行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（経済対策）19万1,000円。

18ページを御覧ください。

款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費、説明欄1行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（小学校保健衛生）57万4,000円。

20ページを御覧ください。

款10教育費、項3中学校費、1目学校管理費、説明欄1行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（中学校保健衛生）52万5,000円となり、それぞれ財源更正を行いました。

なお、本予算書の補正前の額の欄には議決予算額を記載しており、予備費充用額等が含まれておりませんので、このたび財源更正を行うに当たり、説明欄中の充当先事業に予備費充用額が含まれた現計予算額を記載しております。

次に、補正第1号から3号にて計上しました事業に対する充当先の内訳につきまして説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、12ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費、説明欄2行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（庁舎管理）に16万7,000円。

14ページを御覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄5行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（応援給付金）3,713万円。説明欄6行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（給食費補助）26万5,000円、新型コロナウイルス感染症対策事業（未来応援定額給付金）1,400万円。

16ページを御覧ください。

款5労働費、項1労働諸費、1目労働諸費、説明欄1行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（雇用維持支援）110万円。

款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費、説明欄2行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（経済対策）4,859万1,000円。説明欄3行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（感染防止対策）500万円。

18ページを御覧ください。

款9消防費、項1消防費、3目防災費、説明欄1行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（災害対策）164万7,000円。

款10教育費、項2小学校費、2目教育振興費、説明欄2行目、小学校情報化推進事業2,736万5,000円。

20ページを御覧ください。

款10教育費、項3中学校費、2目教育振興費、説明欄2行目、中学校情報化推進事業1,540万5,000円。

款10教育費、項4社会教育費、7目図書館費、説明欄1行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（図書館維持管理）8万6,000円となり、それぞれ財源更正を行いました。

次に、今回上程しております補正第4号に対する充当先の内訳につきまして説明をさ

させていただきます。

戻っていただきまして、12ページを御覧ください。

款 1 議会費、項 1 議会費、1 目議会費、新型コロナウイルス感染症対策事業（議会運営）160万8,000円。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、5 目財産管理費、説明欄 3 行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（庁舎管理）4,938万4,000円。

款 2 総務費、項 2 徴税費、2 目賦課徴収費、説明欄 2 行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（確定申告）289万3,000円。

款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、説明欄 1 行目、戸籍住民基本台帳事務費1,481万6,000円。

款 2 総務費、項 4 選挙費、1 目選挙管理委員会費、新型コロナウイルス感染症対策事業（選挙管理委員会費）768万5,000円。

14ページを御覧ください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、1 目社会福祉総務費、説明欄 4 行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（障害福祉サービス）152万2,000円。

5 目隣保館費、新型コロナウイルス感染症対策事業（福祉センター維持管理費）71万円。

9 目心身障害者福祉センター費、新型コロナウイルス感染症対策事業（心身障害者福祉センター維持管理）67万9,000円。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、1 目児童福祉総務費、説明欄 7 行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（こども園等維持管理）1,730万1,000円。

4 目児童発達支援費、説明欄 2 行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（児童発達支援事業）86万4,000円。説明欄 3 行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（障害児通所給付事業）146万6,000円。

16ページを御覧ください。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、3 目農業振興費、新型コロナウイルス感染症対策事業（地域特産物生産推進対策）142万円。

4 目畜産業費、説明欄 2 行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（畜産振興）451万3,000円。

項の 2 林業費、新型コロナウイルス感染症対策事業（有害鳥獣駆除）399万3,000円。

款 7 商工費、項 1 商工費、2 目商工業振興費、説明欄 4 行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（移動スーパー）805万円。説明欄 5 行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（持続化補助金助成）300万円。説明欄 7 行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（インターネット販売促進）116万円。説明欄 8 行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（インキュベーション促進）627万1,000円。説明欄 9 行目、新型コロナウイルス

ス感染症対策事業（Back to the YORO）1,114万5,000円。

18ページを御覧ください。

款9消防費、項1消防費、3目防災費、説明欄3行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（災害対策）1,445万6,000円。

款10教育費、項1教育総務費、2目事務局費、新型コロナウイルス感染症対策事業（高校生・大学生等就学応援給付金）2,423万4,000円。

項2の小学校費で1目学校管理費、説明欄2行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（小学校保健衛生）317万9,000円。

2目教育振興費、説明欄1行目、児童健康増進事業53万9,000円。説明欄3行目、小学校情報化推進事業7万円。説明欄4行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（修学旅行追加費用補助金）135万4,000円。

20ページを御覧ください。

款10教育費、項3中学校費、1目学校管理費、説明欄2行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（中学校保健衛生）97万6,000円。

教育振興費、説明欄1行目、生徒健康増進事業99万円。説明欄3行目、中学校情報化推進事業2万円。説明欄4行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（修学旅行追加費用補助金）239万8,000円。

項4社会教育費、2目社会教育総務費、新型コロナウイルス感染症対策事業（文化財アーカイブ）1,097万7,000円。

3目公民館費、説明欄3行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（産業文化会館維持管理費）83万9,000円。説明欄4行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（地区公民館維持管理費）4,088万円。説明欄5行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（サテライトオフィス化事業）562万8,000円。

6目町民会館費、新型コロナウイルス感染症対策事業（町民会館維持管理費）149万6,000円。

7目図書館費、説明欄2行目、新型コロナウイルス感染症対策事業（図書館維持管理）143万2,000円。

8目国際学習会館費、新型コロナウイルス感染症対策事業（国際学習会館維持管理）4万5,000円。

10目山口会館費、新型コロナウイルス感染症対策事業（山口会館管理運営）4万3,000円となり、それぞれ財源充当を行いました。

8ページに戻っていただきたいと思います。

款の15県支出金、項2県補助金、1目総務費県補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金として490万円を計上いたしました。

10ページを御覧ください。

款の15県支出金、項2県補助金、8目消防費県補助金では、避難所生活環境確保事業費補助金として408万7,000円を計上いたしました。

款の18繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、補正第1号から第3号まで財源調整として増額してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の予算計上に伴いまして、補正第3号までの増額分2億593万5,000円を減額いたしました。

款の19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額1,725万2,000円を増額しました。

款21町債、項1町債、7目臨時財政対策債では、発行可能額の確定に伴いまして2,599万5,000円を増額いたしました。

次に、5ページを御覧いただきたいと思います。

5ページの第2表 繰越明許費では、令和2年度内に事業が完了しない戸籍住民基本台帳事務費1,461万9,000円につきまして、繰越明許費を設定いたしました。

次に、第3表 地方債補正では、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い限度額を2,599万5,000円増額し、補正額の限度額を3億7,539万5,000円とするものでございます。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうからは住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

13ページの歳出について御説明を申し上げます。

表の下から2番目の表のほうになります。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務費では、コンビニ交付サービス導入に係るシステム改修費などで1,481万6,000円を増額いたしました。また、社会保障・税番号制度システム整備事業では、住民基本台帳システム改修費で259万6,000円を増額いたしました。

次に、15ページを御覧いただきたいと存じます。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では、令和元年度事業費が確定いたしましたので財源更正を行うとともに、国・県の負担金精算に伴う返還金46万7,000円を計上いたしました。

町社会福祉協議会委託及び補助事業では、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして中止となった事業費782万2,000円の減額及び養老福祉作業所の感染症対策用品整備事業として75万7,000円を計上いたしまして、合計706万5,000円を減額いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業（障害福祉サービス）では、福祉作業所などへの衛生用品製作委託事業と障害者福祉サービス提供体制確保事業として、障害者福祉施設への衛生用品配備に152万2,000円を計上いたしました。

次に、2目老人福祉費の高齢者保健体育事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった老人体育大会への補助金102万4,000円を減額いたしました。

次に、3目福祉医療費では、令和元年度事業費が確定いたしましたので、福祉医療費助成事業の補助金精算に伴う返還金959万8,000円を計上いたしました。

次に、5目隣保館費の新型コロナウイルス感染症対策事業（福祉センター維持管理）では、来庁者の検温、3密対策に係る経費などで71万1,000円を計上いたしました。

次に、9目心身障害者福祉センター費の新型コロナウイルス感染症対策事業（心身障害者福祉センター維持管理）では、感染予防のための施設整備費として67万9,000円を計上いたしました。

次に、10目後期高齢者医療事務費では、法改正に伴う後期高齢医療保険システムの改修費として、後期高齢者医療保険特別会計に繰り出しするため121万円を増額いたしました。

次に、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の障害児通所給付事業では、令和元年度事業費が確定いたしましたので、国・県の負担金精算に伴う返還金167万円を計上いたしました。

子ども・子育て事業の地域子育て支援拠点事業では、私立下笠保育園に委託しております子育て支援センターの交付金に関しまして、国から額改定の通知があり、増額分として14万7,000円を計上いたしました。

また、ファミリー・サポート・センター事業では、令和3年4月1日から開設予定のため、開設準備費として消耗品費や備品購入費などで110万8,000円を計上いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業（障害児通所給付）では、障害児通所支援事業所継続支援事業補助金（県補助事業）として171万1,000円を増額いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業（こども園等維持管理）では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業として、日吉こども園南園舎の保育室を増設するための保育室増設改修工事設計業務委託費と公立こども園和式トイレ取替え工事費、さらに網戸新設工事費として合計1,730万1,000円を計上いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業（保育環境改善）では、保育対策総合支援事業費補助金を予備費充用による現計予算に対して財源更正を行いました。

新型コロナウイルス感染症対策事業（緊急包括支援）では、新型コロナウイルス感染症対策備品購入費と負担金補助及び交付金として合計199万9,000円を計上いたしました。

次に、2目児童措置費の公立認定こども園等運営事業では、新型コロナウイルス感染拡大防止による休園要請期間中の賄材料費を288万円減額いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業（保育環境改善）では、保育対策総合支援事業費補助金を予備費充用による現計予算に対して財源更正を行いました。

次に、3目児童館運営費の新型コロナウイルス感染症対策事業（児童館運営費）では、

安心して児童館が利用できるよう感染拡大防止に係る経費等で30万7,000円を計上いたしました。

次に、4目、新型コロナウイルス感染症対策事業（児童発達支援事業）では、説明欄1行目では岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等確保事業費補助金を予備費充用による現計予算に対して財源充当を行い、説明欄2行目では感染症予防に係る衛生用品等として86万4,000円を計上いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業（障害児通所給付）事業では、感染症予防に係る換気設備工事及び備品購入として222万8,000円を計上しました。

次に、17ページを御覧いただきたいと存じます。

款4衛生費、項1保健衛生費、1目保健衛生総務費の母子保健事業では、令和元年度事業費が確定しましたので、県未熟児養育医療費負担金返還金に伴う2万円を計上いたしました。

次に、2目予防費の予防接種事業では、予防接種法施行令等の改正によりロタウイルスが令和2年10月1日から定期予防接種の対象疾病としてA類疾病に追加されたことに伴い146万4,000円を増額いたしました。

戻りまして、次に9ページの歳入について御説明を申し上げます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金国保連負担金として151万7,000円を計上いたしました。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金では、令和元年度障害者自立支援給付費国庫負担金の確定による不足額の増加交付として533万3,000円を増額いたしました。

項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、社会保障・税番号システム整備補助金259万6,000円を増額いたしました。

目2民生費国庫補助金の子ども・子育て支援事業補助金では、子育て支援センターの委託料の国基準が増額に伴うもの及びファミリー・サポート・センター事業費の補助金として41万7,000円を増額いたしました。また、新型コロナウイルス感染症対策費として保育対策総合支援事業費補助金169万8,000円を計上しました。また、特別支援学校などの臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援費等事業費補助金として12万円を計上しました。

次に、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金では、令和元年度岐阜県障害者自立支援給付費等負担金の確定による不足額の追加交付として246万8,000円を増額いたしました。

項2県補助金、目2民生費県補助金の子ども・子育て支援事業補助金では、子育て支援センターの委託料の国基準額の増額に伴い41万7,000円を増額いたしました。また、岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等確保事業費補助金9万

6,000円を計上いたしました。

次に、11ページを御覧いただきたいと存じます。

岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業補助金として、257万9,000円を計上いたしました。また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金の合計230万3,000円を計上しました。

款20諸収入、項4雑入、6目雑入では、令和元年度後期高齢療養給付費負担金精算金で3,529万2,000円、後期高齢者保健事業費負担金精算金で87万6,000円をそれぞれ増額いたしました。

以上で、住民福祉部に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、12ページの歳出から御説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費の庁舎管理費では、西日本電信電話株式会社が庁舎ロビーに設置している公衆電話が10月に廃止されることから、町として公衆電話を新たに設置するための費用として2万8,000円を計上いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業（庁舎管理）では、消毒液等の購入費として121万7,000円、庁舎トイレ改修等の工事請負費として4,635万2,000円、検温アラームシステム等備品購入費として181万5,000円の計4,938万4,000円を計上いたしました。

次に、7目地域振興費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（希望のヒカリ事業）として1,750万円を計上いたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大によって様々なイベントが中止となり、経済をはじめ町内の活気が失われていることから、町民の活力や癒やしを求められるよう、また悪疫退散、新型コロナウイルスの早期終息の願いを込め、養老公園開園140周年事業に合わせ、養老公園芝生広場と、そこから望む農地を利用して花火を実施するものでございます。

なお、事業の実施に当たっては、事業の趣旨に御賛同いただける町民及び企業の皆様から寄附金を募ってまいりたいと考えております。

次に、19目森林環境譲与税基金費では、当初、本年度譲与される全額を基金に積み立てる予定をしておりましたが、国や県の指導により一部を事業費とするため148万5,000円を減額いたしました。

次に、16ページに移りまして、款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（地域特産物生産推進対策）として、町内事業者が生産した鉢花を公共施設や社会福祉施設等に飾ってもらう費用として142万円を計上いたしました。

また、4目畜産業費では、畜産振興事業で現在進めている食肉基幹市場が町内にもた

らす経済波及効果を調査する費用として151万8,000円、また新型コロナウイルス感染症対策事業（畜産振興）として、養老町立食肉事業センターの使用料等の減収等により特別会計への繰出金を増額するため451万3,000円を計上いたしました。

5目土地改良費では、町単土地改良事業費で旧六ヶ村排水機場の電気設備を改修するため、工事請負費として81万1,000円を計上いたしました。

また、項2林業費、1目林業総務費では、森林整備事業調査推進事業費として森林環境譲与税により森林所有者に今後の森林経営についての意向調査を行う費用として148万5,000円を計上いたしました。

2目林業振興費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（有害鳥獣駆除）として、事業に必要な消耗品及び小動物捕獲用のわななどの購入費として118万8,000円、また猿を捕獲するおりの購入費として280万5,000円の計399万3,000円を計上いたしました。

次に、款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費では、ネクスト100プロジェクト事業で、まるごと肉まつり養老及び養老フェスタの中止により3,069万2,000円を減額いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業として、新たに6つの事業について計上いたしました。

まず、移動スーパーとして805万円を計上いたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大により抵抗力の弱い高齢者や持病等があり重症化するリスクのある方で外出を自粛することによって買い物が困難である方や移動弱者のための支援として、またこれらの方を含めた地域の見守りを行うことを目的として、日用品及び食料品等の移動販売事業を行うものでございます。

次に、持続化補助金助成として300万円を計上いたしました。販路開拓等に取り組む町内事業者を支援するため、国の小規模事業者持続化補助金、または県の新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金、岐阜県小規模事業者持続化補助金といえますけれども、に採択された事業者に対して上乗せ助成を行うものでございます。

次に、オンライン肉まつり事業として2,275万2,000円を計上いたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大により交流人口は減少し、さらには飲食店の休業等により食肉産業にも大きな影響を及ぼしております。これらのことから新しい生活様式を踏まえたイベントを開催し、養老町及び食肉産業、また開園140周年を迎えた養老公園の魅力を発信し、食肉・観光産業をPRするため、オンライン、ステイホーム、リモートといった新たな活動スタイルを取り入れ、各家庭での消費拡大や今後新型コロナウイルス感染症が終息した際の来訪につなげることを目的にオンライン肉まつり事業を行うものでございます。

次に、インターネット販売促進として116万円を計上いたしました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、イベントの中止や観光地への客足は遠のき、

町内事業者の売上げが減少しております。これらを下支えするため、町商工会が連携して養老町産品のインターネットによる販売を促進するものでございます。

次に、インキュベーション促進として627万1,000円を計上いたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛要請の影響により町内の商工業、観光業の事業拡大が望めない中、地域の魅力を向上させるため、町内の空き家、空き店舗等を取得または賃貸し、必要な改修を実施した上で新規の起業やチャレンジショップ等を活用していただくために必要な経費を助成するものでございます。

次に、Back to the YOROとして1,114万5,000円を計上いたしました。当事業につきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛要請の影響により町内の商工・観光業の収入が減少し、町内の景気が停滞していることから、関係人口を増やし、景気の活性化を図ることを目的として、町外在住者等が町内の飲食店を利用した際の代金に応じて商工会が発行する地域商品券を配付するものでございます。

次に、18ページに移りまして、款8土木費、項1土木管理費、1目土木総務費の共通事務費では、所有権移転登記の手続について訴訟が提起されたため、弁護士費用として15万円を計上いたしました。

また、項4都市計画費、1目都市計画総務費では、建築物耐震化促進事業として西美濃厚生病院への要安全確認計画記載建物（防災拠点）耐震補強設計補助金として264万7,000円を計上いたしました。

次に、款9消防費、項1消防費、4目水防費では、水防管理費として津屋川改修に伴う上多度地区の横屋水防倉庫の移設費用として107万円を計上いたしました。

また、5目水防訓練費では、水防啓発費として新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業費314万5,000円を減額いたしました。

続いて、歳入について説明させていただきます。

8ページに戻りまして、款12分担金及び負担金、項1分担金、2目農林業水産費分担金では、町単土地改良事業分担金として土地改良区からの分担金29万9,000円を増額いたしました。

また、項2負担金、2目農林業水産費負担金では、町単土地改良事業分担金として海津市からの負担金23万8,000円を計上いたしました。

次に、款14国庫支出金、項2国庫補助金、5目土木費国庫補助金では、建築物等耐震化促進事業補助金として132万3,000円を増額いたしました。

次に、款15県支出金、項1県負担金、4目土木費県負担金では、公共施設等移設負担金として107万円を計上いたしました。

また、10ページに移りまして、項2県補助金、6目土木費県補助金では、建築物等耐震化促進事業補助金として66万1,000円を増額いたしました。

最後に、款17寄附金、項1寄附金、2目総務費寄附金では、地域振興寄附金として新

型コロナウイルス感染症対策事業（希望のヒカリ事業）の寄附金として500万円を増額いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 暫時休憩をします。再開は12時10分に行います。

（午後 0 時06分 休憩）

（午後 0 時10分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

西川教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、私のほうからは教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出の説明をさせていただきます。

18ページを御覧ください。

款10教育費、項 1 教育総務費、2 目事務局費の新型コロナウイルス感染症対策事業では、高校生・大学生等就学応援給付金として2,423万4,000円を計上いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト収入や保護者等の収入の減少により、学生生活が厳しい状況にある中、懸命に学ぶ高校生、大学生等の皆さんを応援するため給付金として一律 2 万円を支給するものであります。

項 2 小学校費、1 目学校管理費の新型コロナウイルス感染症対策事業（小学校保健衛生）では、説明欄 1 行目では学校保健特別対策事業費補助金の確定により、予備費充用による現計予算に対して財源更正を行い、説明欄 2 行目では学校における児童・生徒の学びを保障する体制を整備するため、感染症対策や学校での教育活動や家庭学習に必要な物品を購入するため692万9,000円を計上しました。

次に、2 目教育振興費の児童健康増進事業では、コロナ禍により例年実施している宿泊研修が日帰り研修となり、バスの利用についても一般社団法人日本旅行業協会の旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づき、1 人 1 席の座席利用が基本となりバス台数を増加する必要があることから、使用料及び賃借料として54万9,000円を増額補正いたしました。

また、小学校情報化推進事業では、G I G Aスクール構想の実現に向けて子供の学びの保障と教育の機会均等の観点から、低所得者世帯でW i - F i 環境が整っていない家庭に対して貸出用モバイルW i - F i ルーターを配備して家庭学習ができるようにするとともに、学校がオンライン授業を行うために必要な環境を整備するため、学校ごとに 1 台ルーターを配備する経費として132万円を増額補正いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業（修学旅行追加費用補助金）では、修学旅行の経費については原則保護者が負担されていますが、日本旅行業協会のガイドラインに基づき、バス利用については 1 人 1 席の座席利用が基本となり、バスを増台する必要がある

ことから、コロナ禍の影響により増となる台数分を補助するための経費として135万4,000円を計上いたしました。

20ページの款10教育費、項3中学校費、1目学校管理費の新型コロナウイルス感染症対策事業（中学校保健衛生）については、説明欄1行目では学校保健特別対策事業費補助金の確定により予備費充用による現計予算に対して財源更正を行い、説明欄2行目では小学校保健衛生と同様に感染症対策や学校での教育活動や家庭学習での必要な物品購入経費として247万6,000円を計上いたしました。

次に、2目教育振興費の生徒健康増進事業では、小学校費の児童健康増進事業と同様に研修内容を見直し、コロナ禍の影響によるバスの増台等の経費として100万6,000円を増額補正いたしました。

また、中学校情報化推進事業では、小学校費の小学校情報化推進事業と同様に低所得者世帯への貸出用モバイルWi-Fiルーター及び学校オンライン授業用ルーターの購入経費として90万円を増額補正いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業（修学旅行追加費用補助金）では、小学校と同様にコロナ禍の影響によるバスの増台分の経費として239万8,000円を計上いたしました。

次に、項4社会教育費、2目社会教育総務費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（文化財アーカイブ）として委託料1,940万9,000円を計上いたしました。コロナ終息後の地域経済の維持の観点から、当地域の魅力ある文化遺産情報の発信強化を図るため、養老町ウェブサイト「養老町の歴史文化資源」に海外用ページを追加し、英語、中国語、ドイツ語への翻訳を行うとともに、スマホアプリ「タギゾウくんの養老ナビ」にも連動させるなど、訪日外国人利用者への配慮や、総務省の示す公共サイト運用ガイドラインの策定及び改定から、高齢者、障害者にも配慮した日本工業規格に基づくウェブサイトの改修を行うものであります。

次に、3目公民館費では、地区公民館活動費において、コロナ禍での対応で地区公民館学習講座等を9月まで閉講としたことから、講師等への報償費370万8,000円を減額補正いたしました。

また、地区公民館維持管理費では、高田公民館分室等として利用してまいりました旧法務局庁舎の屋根の防水機能の老朽化に伴い、事務所や会議室への雨漏りや天井等の劣化が著しいことから、屋根の防水や内装改修工事費として591万7,000円を計上いたしました。新型コロナウイルス感染症対策事業として、産業文化会館維持管理費では、汚水の飛び散りによる飛沫防止を図るため、高田公民館2階の旧式の洋式トイレを更新する工事費83万9,000円を計上し、地区公民館維持管理費では日吉公民館に高齢者や障害者もスムーズに移動できるようエレベーター設置及び広幡公民館のトイレ洋式化工事費として4,088万円を計上いたしました。

次に、6目町民会館費の新型コロナウイルス感染症対策事業（町民会館維持管理費）

では、各種イベント開催時の感染症対策としてサーモグラフィーカメラのついた大型の検温アラームシステムの購入費として149万6,000円を計上いたしました。

次に、7目図書館費の新型コロナウイルス感染症対策事業（図書館維持管理費）として、図書館の蔵書を充実させるための図書購入費及び図書購入に伴うマーク作成委託料、また貸出図書を紫外線で強力に除菌する除菌ボックスの購入費として143万2,000円を計上いたしました。

次に、9目国際学習会館費の新型コロナウイルス感染症対策事業では、外国語学習講座や日本語学習講座を再開するに当たり、参加者等の感染症対策の徹底を図るため、手指消毒用アルコールや非接触型体温計などの購入費4万5,000円を計上いたしました。

次に、10目山口会館費では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、来館者や施設利用者の感染症対策の徹底を図るため、手指消毒用アルコールや非接触型体温計、換気対策用扇風機等の購入費4万3,000円を計上いたしました。

項5保健体育費、1目保健体育総務費の健康セミナー開催事業費（特命事項）では、地方創生臨時交付金対象事業とするため参加費を無料とするとともに、財源更正を行い、ふるさと応援基金70万円を総合型地域スポーツクラブ育成推進事業費に充当し、財源更正するものです。また、デジタル技術活用ウォーキング普及事業、これも特命事項でございますが、岐阜大学と共同でデジタル技術を活用した養老町独自のウォーキングアプリを開発する予定でしたが、大学側より技術的に困難である旨の申出がありましたので、本事業に関しては改めて検討するということとし、委託料200万円を減額いたしました。

続いて、歳入を説明させていただきます。

8ページにお戻りください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、7目教育費国庫補助金では、小学校費補助金として公立学校情報機器整備費補助金59万円、学校保健特別対策事業費補助金375万円を増額補正いたしました。また、中学校費補助金についても同様に公立学校情報機器整備費補助金43万円、学校保健特別対策事業費補助金150万円を増額補正いたしました。

次に、10ページの款15県支出金、項2県補助金、7目教育費県補助金では、学校オンライン授業導入事業費補助金として、小学校費補助金7万円、中学校費補助金2万円を増額いたしました。また、保健体育費補助金として、デジタル技術活用ウォーキング普及事業（特命事項）の見直しにより、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金100万円を減額補正いたしました。

款20諸収入、項4雑入、6目雑入の公民館等講座参加料では、地区公民館講座を10月からの半期開催とし、年間受講料を半額にすることから205万円を減額し、各種講座等参加費では健康セミナー参加費を無料としたことにより20万円を減額補正いたしました。また、養南土地改良合同事務所負担金では、旧法務局庁舎屋上防水・内装改修工事費の3分の1を事務所が負担するということで、197万2,000円を増額補正いたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 廣澤消防長、補足説明。

○消防長（廣澤幸雄君） それでは、私のほうから消防関係の補足説明をさせていただきます。

18ページ、歳出について御説明申し上げます。

款9 消防費、項1 消防費、2 目非常備消防費の非常備消防維持管理運営事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました消防操法大会の関連費用、岐阜県消防操法大会応援バス借り上げ料で15万円減額いたしました。また、消防団訓練事業では、県消防操法大会に伴う旅費、車借り上げ料、高速道路使用料で270万3,000円減額いたしました。

次に、非常備機械器具購入事業では、消防無線のデジタル化に伴い、現行各消防団車両に設置のアナログ消防傍受器からデジタル無線傍受器とするための整備費として146万円を増額補正いたしました。

以上で、消防に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 西脇議会事務局長、補足説明。

○議会事務局長（西脇直樹君） 私のほうから議会事務局関係の補足説明をさせていただきます。

12ページを御覧ください。

款1 議会費、項1 議会費、1 目議会費の新型コロナウイルス感染症対策事業（議会運営）では、新型コロナウイルス感染症防止のため議場傍聴席のほかでもインターネット配信することにより、本会議を視聴できるようにする議場改修費及びコロナ禍においてもリモート会議等により円滑な議会運営を行うためのタブレット端末整備費として414万9,000円を計上しております。

以上、議会事務局に関する補正予算の説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会及び産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 今回の補正額について3億2,141万7,000円計上されておりますが、国の地方創生交付金を活用しての新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中にコロナ対策についていろいろとお知恵を絞って予算組みをされたと思います。現在の町

ホームページで新型コロナウイルス感染症対策に対する主な支援策をお知らせしますと、67項目にわたって施策を公開されておるところでございますが、今回提案された査定経過について伺います。

庁舎内で当初提案されてきた事業、案件、金額ベースで何%の計上になっておるのか。また、これに伴って今後の対応はどのように考えておるのか、副町長に伺います。また、いろいろございますけれども、後日委員会付託がございますので、詳細はそちらで議論したいと思っておりますので、今の見解をお願いします。

○議長（吉田太郎君） 川地副町長、答弁。

○副町長（川地憲元君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

プロセスですけれども、議員各位からのいろんな他市町の資料提供もいただいておりますし、町民の方々の意見も各課には届いております。新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、全庁を挙げて検討してまいりました。各事業や継続事業、雇用維持等を踏まえました地域経済の活性化や新しい生活様式につきましては、新型コロナウイルスによる地域社会経済構造そのものを将来的感染リスクに対しまして強靱なものとする観点から、様々な参考事例も踏まえ、町民や事業者向けには生活支援、社会的な環境整備、地域の活性化、新たな付加価値を見いだす消費、投資の促進を柱としまして、そのほかには感染防止対策、新たな暮らしのスタイルの確立を柱としております。検討段階における総事業費につきましては、当初約5億7,348万円で行ってまいりました。今定例会におけます計上しました補正予算額のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る事業費は約3億901万円でございますので、およそ55%の計上となっております。

今後についてでございますが、国の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の3次の交付限度額が通知される予定となっております。いつどこで感染してもおかしくない中、町民の方々にはそれぞれできることを御尽力いただいております。そういった感染状況や社会経済状況等を見極めながら、適切な事業を実施できるよう継続して検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2次補正分2兆円については、先行の受付が7月31日から始まり、最終受付の締切りは9月30日と承知しています。また、内閣府は6月24日付で自治体に対し交付限度額を示すとともに、2次補正分で拡充した内容などの資料を公表いたしました。

先行受付に申請したのは2兆円のうち1,700億円程度にとどまりましたが、西濃圏域では池田町が7月27日に臨時議会を開き、2次補正分のメニューを採択し、今事業が始まっています。そこで次の点で伺います。

1 点目は、市町村分の算定額となる算式の根拠、交付限度額についてお尋ねをいたします。

2 点目は、県と市町村が綿密に連携や調整を図り、県が10分の10を補助割合としたメニューもありますが、町の要望申請から外れた内容はありますか。県との連携はどのように行われたのでしょうか。

最後ですが、全国の知事会が8月8日、新型コロナウイルス感染症に関する提言を行いました。市町村会の動きはどのようになっていますか。以上です。

○議長（吉田太郎君） 松岡総務部長、答弁。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） ただいま水谷議員の御質問の中にございました国の臨時交付金の算定の基準ということでございますが、まず都道府県分につきましては算式としまして4,800円掛ける人口掛ける0.5掛けるA掛けるB掛けるアルファ足す0.5掛けるC掛けるベータということで、非常にややこしい算式で来ておりますが、そういう算式の下で来ておりまして、あとそれに対しまして内閣総理大臣が別に定める乗率というものもございます、人口が170万人以上のものにつきましては1.00からだんだん減ってくるというような乗率を掛けるようなこともございますが、養老町の場合は人口が170万人もございませんので、国が出した算式に関しましてそのままの乗率を掛けておるということでございます。

市町村分につきましては、特定警戒都道府県の区域内の市町村につきましては1.2というような乗率がございまして、その他の都道府県の区域の場合は1.0という乗率で来ております。あと、人口が10万人以上につきましては、だんだん率が減ってくるようなこともあります、養老町の場合はそういう減らしてくるような率というのはございませんので、そういうような基準で通知が来ておるということでございます。

限度額につきましては、岐阜県に2年6月24日付で来ております限度額につきましては、家賃支援を含め雇用維持等への対応分が1億1,221万3,000円、それから新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応分が1億8,499万1,000円、合計として2億9,720万4,000円ということになっておりますが、こちらにつきましてはそれぞれ上げさせていただいた事業によりまして直接の家賃支援ですとか、あとこれからのコロナ以降の新しい生活というような区分にということでそれぞれ来ておりますが、それぞれの内容につきまして充当といいますか流用といいますか、そちらについては弾力的に対応できるというふうになっております。

あと、県との協議といいますか、どういう事業に関しまして臨時交付金が当たる当たらないにつきましては、当初の質問と、それから回答のやり取りのその後も各市町からいろいろ疑問といいますか、そういう点が上がってきます段階で逐次、県の担当者にお問合せして、それに関してQ&Aをいただきまして確認をしながら進めておるという状況でございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 町村会のほうの動きでございますけれども、もちろん要望は出しておりますけれども、テレビ会議等で知事がオール岐阜で取りに行くというようなことでございますので、よりよい効率のいいものを取得していきたいというふうを考えております。以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会及び産業建設委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会及び産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第26、議案第46号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第46号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ893万8,000円を追加し、予算総額を36億623万8,000円とするものでございます。

今回の補正の主なものにつきましては、令和元年度国民健康保険給付費等交付金（普通交付金）の確定に伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 尾前住民人権課長心得、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前眞理君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費で、未受診者勧奨委託業務を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症により特定健康診査の開始時期が1か月半遅れたことから、未受診者勧奨を行うに十分な期間が設けられ

ないため、今年度の実施は中止とし、340万円を減額するものでございます。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、3目償還金で、令和元年度国民健康保険給付費等交付金（普通交付金）の確定により、県への精算返還金として1,233万8,000円を増額するものでございます。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款9繰越金、項1繰越金、1目繰越金で、財源調整として893万8,000円を充当するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第27、議案第47号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第47号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、財源更正をするものでございます。

主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症による食肉の需要の減少等に伴い使用料が減額するため、一般会計繰入金を増額する財源更正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 川口特命事項推進監、補足説明。

○特命事項推進監兼産業建設部農林振興課長（川口智也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

4 ページを御覧いただきたいと思います。

款 1 事業収入、項 1 事業収入、1 目食肉事業センター使用料では、屠畜頭数の減少見込みに伴い432万1,000円を減額し、款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では451万3,000円を増額、款 7 諸収入、項 2 雑入、1 目雑入では、屠畜頭数の減少に伴い牛の頭部等処理料も併せて減少いたしますので、19万2,000円を減額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第28、議案第48号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第48号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ121万円を追加し、予算総額を3億5,901万円とするものでございます。

補正する主な内容は、負担金確定による必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、9ページの歳出について御説明を申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費の後期高齢者医療事務事業では、法改正による後期高齢医療保険システム改修費として121万円を増額いたしました。

次に、7ページの歳入について御説明を申し上げます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、法改正による後期高齢医療保険システム改修費を一般会計から繰り入れるため、121万円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である決算特別委員会は、9月7日月曜日及び8日火曜日の2日間とし、両日とも午前9時30分から、総務民生委員会は、9月11日金曜日の午前9時30分から、産業建設委員会は、同日午後1時30分から、それぞれ開催するよう各委員長に要請いたします。

○議長（吉田太郎君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日9月5日から9月16日までの12日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、明日 9 月 5 日から 9 月 16 日までの 12 日間は休会とすることに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これを持ちまして散会いたします。

なお、議会 2 日目は 9 月 17 日木曜日午前 9 時 30 分より会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後 0 時 50 分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和２年９月４日

議 長 吉 田 太 郎

議 員 松 永 民 夫

議 員 水 谷 久 美 子

